

## 交通事故等で保険給付を受けた方へ

交通事故等によってケガをして、保険で治療を受けるときは、法令によって保険者（大津市及び滋賀県後期高齢者医療広域連合）に届出する事が義務付けられています。

本来、治療費は加害者が負担するもので、国民健康保険及び後期高齢者医療は、加害者に代わって一時的に立て替えているものです。そのため後日、国民健康保険及び後期高齢者医療が加害者に請求するとき下記1～4の書類が必要ですので、速やかに保険者窓口へ書類を提出してください。

### 1 第三者行為による傷病届

### 2 事故発生状況報告書

- ① 「道路状況」欄は、事故当時の状況に○をつけてください。
- ② 「事故発生状況略図」欄は、できるだけ詳しく図示してください。  
(道路幅員、周囲の状況、衝突箇所等)

### 3 同意書

- ① 中段の住所、氏名、印鑑については、未成年者の場合親権者（監督義務者）が記入してください。

### 4 交通事故証明書

- ① 自動車安全運転センター発行の原本（任意保険一括の場合は写しでも可）を最寄りの警察署、保険会社等に備え付けの申請書に手数料を添えて取り寄せてください。
- ② 物件事故扱いになっている場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も記入して提出してください。

### 留意事項

- ・示談については、事前に大津市保険年金課へ相談する等、慎重に行いましょう。
- ・保険者への届出をせずに診療を受けると、場合によっては保険給付の制限を受ける事があります。
- ・同意書は記載事項を確認のうえ記入してください。保険者と被保険者との誓約文書ですので、記載事項は必ず守ってください。
- ・交通事故によって介護保険のサービスを受けられる場合は、別に届出書類が必要となりますので大津市介護保険課へ届出をしてください。

※ご不明な点は、大津市保険年金課又は介護保険課へお問い合わせください。